

平成十八年厚生労働省令第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(号)第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。

(趣旨)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という)第八十条第二項の主務省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という))及び同法第二百五十二条の二第一項の中核市(以下この条及び第三条において「中核市」という)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項(居室に係る部分に限る)及び第二項第一号並びに附則第二条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十三条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とするべき基準 第八条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第五号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とするべき基準 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とするべき基準 第八条の規定による基準

(基本方針)

第二条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第三条 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む)の提供に努めなければならない。

第四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第七条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十一条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十七条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十一条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第二十六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第七条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十一条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十七条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

第十九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

二 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

第九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一

部を設けなければならないことができる。

第十条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

第十一条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十五条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十六条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十七条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十八条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

十九条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二十条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二十一条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二十二条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二十三条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二十四条 福祉ホームは、以下の各号に掲げる設備を設けなければならない。

二 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に供する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 記録

二 記録

三 記録

四 記録

五 記録

六 記録

七 記録

八 記録

九 記録

十 記録

十一 記録

十二 記録

十三 記録

十四 記録

十五 記録

十六 記録

十七 記録

十八 記録

二 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

一 記録

二 記録

三 記録

四 記録

五 記録

六 記録

七 記録

八 記録

九 記録

十 記録

十一 記録

十二 記録

十三 記録

十四 記録

十五 記録

十六 記録

十七 記録

十八 記録

(職員の配置の基準)

第十一条 福祉ホームには、管理人を置かなければならぬ。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることがあるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第十三条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第十四条 福祉ホームには、管理人を置かなければならぬ。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 福祉ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十六条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るためにの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、都道府県又は市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しなければならない。

3 福祉ホームは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(衛生管理等)

第十八条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十七号の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、都道府県又は市町村から定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行つて、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

(衛生管理等)

第十九条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県・市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十一条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するこどと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第二十二条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、図形本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この省令において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合に是当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)による

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年九月二四日厚生労働省令第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則
〔永和三年一月二十五日厚生労働省

(施行期日)

第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三日までに、
（虐待の防止に係る経過措置）

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百三十六条、第一百六百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二条の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十七条

一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第九条の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という。)、第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第三十八条の二(新指定地域相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、「これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第二百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。)、第七十一条第二項及び第九十条第二項(新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第二百二十五条、第二百五十五条の四、第二百六十二条、第二百六十二条の四、第二百七十二条、第二百七十二条の四、第二百八十四条、第二百九十七条、第二百二十二条、第二百六条、第二百三十三条、第二百三十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。)、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三百十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十五条の二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二项及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十五条规定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第二项、新福祉ホーム基準第十四条第二项、新障害者支援施設等基準第三十七条第二项、新指定通所支援基準第四十一条第二项(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省
令第四八号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

この省令は、令和三年七月一日から施行する。
（第五五号）抄